

対象に応じた自殺対策の推進

重点施策1 高齢者への対策

<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者への相談の強化 ● 生きがいづくりや社会参加支援 ● 「通いの場」※4における介護予防の活動支援やゲートキーパー養成講座の実施 ● 介護者に対する相談支援、介護職への普及啓発 	<p><現状及び課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の自殺が多い ・ 高齢化の進展により、一層の対策が必要 <p><活動の参考値></p> <p>高齢者の相談件数 H29年度 実件数 4,514件 延べ件数 11,610件</p>
---	---

重点施策2 生活困窮者への対策

<ul style="list-style-type: none"> ● 包括的な相談支援体制の充実 ● 各種サービス・医療費や教育費等の経済的な負担軽減支援 	<p><現状及び課題></p> <p>生活困窮者の背景として失業、多重債務、病気、介護等多様な問題を複数抱えている</p> <p><活動の参考値></p> <p>生活困窮者相談件数 H29年度 延べ件数 1,323件</p>
---	--

重点施策3 働き盛り世代への対策

<ul style="list-style-type: none"> ● 各職域への普及啓発 ● 職域での相談体制の充実 ● 心の健康に関する出前講座 	<p><現状及び課題></p> <p>働き世代の男性の自殺が多い</p> <p><活動の参考値></p> <p>出前講座開実施回数 H29年度 1回</p>
--	--

重点施策4 健康問題を抱える者への対策

<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者への相談支援の充実 ● 健康に関する相談支援 	<p><現状及び課題></p> <p>身体疾患からうつ状態となり自殺という経路がある</p> <p><活動の参考値></p> <p>健康相談の件数 H29年度 4,024件</p>
---	--

重点施策5 妊産婦・子ども・若者への対策

<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援の充実 ● ハイリスク者への相談支援の充実 ● SOSの出し方に関する教育※5の実施 ● 児童生徒を地域で支える関係者への研修 ● 居場所づくりの推進 	<p><現状及び課題></p> <p>若年者の死因の中で自殺に対する割合が高いことから一層の取り組みが必要（大綱、県のプラン）</p> <p><活動の参考値></p> <p>産後うつスクリーニング実施件数 H29年度 599件 スクールソーシャルワーカーの支援対象となった児童生徒数 H29年度 11人</p>
---	---

※4 「通いの場」
住民の皆さんが、主体的に介護予防の取り組みを行っているもので、筋力の維持・向上を目的に「大東元気でまっせ体操」を軸とした活動を行っています。また、住民同士の見守りや地域のつながりの場としての側面ももっています

※5 SOSの出し方に関する教育
子どもが現在、起きている危機的状況に対応するために、身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにする教育

基本施策と重点施策を推進するために、下記の活動目標を設定します

活動目標	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
	(H30年) 【実績】	(H31年)	(H32年)	(H33年)	(H34年)	(H35年)
ゲートキーパー養成講座 実施回数	通いの場	0	5	7	10	10
	市職員	1	1	1	1	1
	一般市民	1	2	2	2	2
職域への出前講座※6 実施回数	1	1	2	2	3	3
合計	3	9	12	15	16	16

※6 出前講座は、職域へのゲートキーパー養成講座を含む

第5章 自殺対策の目標と推進体制

目標：「一人でも多くの自殺を防ぐ」

2023年（平成35年）の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を
16.5以下（自殺者数15人以下）になることを目指します

※本計画の評価は2023年に行う都合上、当面の目標数値は2021年（平成33年）の自殺死亡率20.1以下（19人以下）とします

自殺予防対策を効果的に推進するためには、行政、様々な関係機関、職域、市民がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働していくことが必要です。「花巻市健康づくり推進協議会」及び「花巻市自殺予防推進会議」において、各関係機関と連携を図り施策を進めてまいります。

行政の役割

【市】

市の計画を策定し、PDCAサイクルによる事業の検証を行います。また、あらゆる機会を通じて、心の健康づくりや相談窓口の普及・啓発を行うとともに、各関係機関と連携・協働を図り、全庁的に自殺予防対策を推進します

【県・保健所】

県及び中部地域の自殺対策計画に基づき、各分野の関係機関と連携し、総合的な自殺対策を推進します。市の自殺対策計画の策定や進捗管理への支援を行うとともに、専門的な研修を実施します

市民に期待する行動

自殺予防についての理解を深め、自分自身や周りの方の心の不調に気づき、適切な対処ができるように心がけます

関係機関に期待する行動

【職域】

職場におけるメンタルヘルス対策の取り組みを推進するとともに、働きやすい職場環境づくりに努めます

【教育関係者】

心と身体の健康づくりや生きる力を高めるための教育を、家庭・地域・関係機関と協力しながら実施し、自殺予防の推進に努めます

【関係団体】

それぞれの特性に応じて活動するとともに、相互に連携を図り、自殺予防に努めます

第6章 評価及び見直し

自殺対策の取組については、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行い、健康づくり推進協議会及び庁内の自殺予防推進会議において報告・評価を行い、適宜、改善していきます。

自殺対策におけるPDCAサイクル

